## 公立大学法人新潟県立大学公益通報規程

(令和4年3月23日規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「保護法」という。)に基づき、公立大学法人新潟県立大学(以下「法人」という。)における公益通報者の保護及び公益通報の処理その他必要な事項を定めることにより、法人における不正行為等の早期発見及び是正を図り、もって法令遵守の徹底に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者(以下「職員等」という。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員又は職員等その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。
  - (1) 法人の役職員(労働派遣契約等に基づき法人の業務に従事する者を含む。)
  - (2) 前号の退職者(退職後1年以内の者)
  - (3) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務 に従事する者
- 2 公益通報者とは、公益通報をした職員等をいう。
- 3 通報対象事実とは、保護法第2条第3項に定義する法令等や諸規定等の違 反行為をいう。

(総括管理責任者)

第3条 法人に、公益通報に係る業務を管理し、及び総括するため総括管理責任者を置き、副理事長をもって充てる。

(通報窓口)

第4条 法人における公益通報及び公益通報に関する相談(以下「公益通報等」という。)に対応するため、総務財務部総務課に通報窓口を設置する。

(通報の方法)

- 第5条 通報窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会とする。
- 2 原則として、匿名による通報は、受け付けないものとする。

(通報制限)

第6条 職員等は、虚偽の通報、他者を誹謗中傷する通報その他不正の目的によ る通報を行ってはならない。

(通報後の措置)

- 第7条 通報窓口において、公益通報等を受けたときは、速やかに総括管理責任 者に報告するものとする。
- 2 総括管理責任者は、前項の報告内容について、理事長及び監事に適宜報告するものとする。
- 3 総括管理責任者は、必要に応じて調査委員会を設け、あるいは公立大学法人 新潟県立大学職員就業規則(平成21年4月1日規則第2号)第2条第1項に 規定する者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。
- 4 前項の規定により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに総括管理責任者に報告するものとする。
- 5 総括管理責任者は、前項の調査結果を速やかに理事長及び監事に報告するものとする。

(是正措置等)

- 第8条 理事長は、前条第5項の規定による調査結果の報告(以下「報告」という。)により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止のために必要な措置(以下、「是正措置等」という。)を講じなければならない。
- 2 総括管理責任者は、是正措置等が講じられたときは、当該是正措置等について監事に報告するものとする。
- 3 理事長は、第1項の是正措置等のほか、当該不正行為に関与した職員等に対して、法人の規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第9条 総括管理責任者は、調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に 調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 法人は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等 に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第11条 公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報について、その保護に努めるとともに、正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。